第十一条の三の五に次の二項を加える。

11　前条第一項の高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　次号から第四号までに掲げる者以外の者　五十三万円

二　基準日が属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上の組合員　百六十八万円

三　基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の組合員　百十一万円

四　市町村民税非課税者（基準日の属する年度の前年度（次条第十三項の規定により前年の八月一日からその年の三月三十一日までのいずれかの日を基準日とみなした場合にあつては、当該基準日とみなした日の属する年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者（市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。）をいう。次項第四号において同じ。）である組合員又は基準日において要保護者である者であつて財務省令で定めるものに該当する組合員（前二号に掲げる者を除く。）　二十九万円

12　前条第二項の七十歳以上年間高額療養費算定基準額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　次号から第五号までに掲げる者以外の者　五十三万円

二　基準日において療養の給付を受けることとした場合に法第五十五条第二項第三号の規定が適用される者（次号及び第十一条の三の六の三第二項第二号から第四号までにおいて「第三号適用者」という。）であつて、基準日が属する月の標準報酬の月額が八十三万円以上のもの　百六十八万円

三　基準日が属する月の標準報酬の月額が五十三万円以上八十三万円未満の第三号適用者　百十一万円

四　市町村民税非課税者である組合員又は基準日において要保護者である者であつて財務省令で定めるものに該当する組合員（前二号又は次号に掲げる者を除く。）　二十九万円

五　健康保険法施行令第四十二条第十二項第五号に掲げる者（同号に規定する厚生労働省令で定める者を除く。）に相当する者又は基準日において要保護者である者であつて財務省令で定めるものに該当する組合員（第二号又は第三号に掲げる者を除く。）　十八万円

第十一条の三の六第一項第一号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同号ニ中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に改め、同号ホ中「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第二号イ中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同号ニ中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に改め、同号ホ中「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第二号イ中「八万百円」を「八万五千八百円」に、「二十六万七千円」を「二十八万六千円」に改め、同号ロ中「二十五万二千六百円」を「二十七万三百円」に、「八十四万二千円」を「九十万千円」に改め、同号ハ中「十六万七千四百円」を「十七万九千百円」に、「五十五万八千円」を「五十九万七千円」に改め、同号ニ中「五万七千六百円」を「六万千五百円」に改め、同号ホ中「三万五千四百円」を「三万六千九百円」に改め、同項第二号イ中「五万七千六百円」を「六万千五百